資料4

# 「第2期松山市子ども・子育て支援事業計画（案）」
# ～第5章「子ども・子育て支援の取り組み」部分～
# 「子ども・子育て支援の推進方策」等について

（教育・保育部会）

令和元年８月３０日

# 第5章「子ども・子育て支援の推進方策」等

## ▼第5章で記載する「子ども・子育て支援の推進方策」等の内容

基本指針の中で、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保の内容」以外に、以下の内容（一部、任意記載事項含む）を記載する。

**～「量の見込み」と「確保の内容」以外で第5章に記載する事項～** ※教育・保育部会所管部分

1. 保育利用率

2. 教育・保育の一体的提供を含む子ども・子育て支援の推進方策
   （1）幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援策、認定こども園の普及に係る基本的な考え方
   （2）認定こども園の目標設置数及び設置時期
   （3）既存の幼稚園・保育所から認定こども園への移行を行う際の市計画で定める数
   （4）需給調整の考え方
   （5）幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等に関する推進方策
   （6）質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性に係る基本的な考え方及び推進方策
   （7）教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互連携、並びに、認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携についての基本的な考え方を踏まえたこれからの連携推進方策

3. 産後の休業及び育児休業後の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保に関する事項（任意記載事項）

## ＜事務局案＞

**当該部会所管の内容について、P2以降の各事務局案のとおりでよいか。**

## 1．保育利用率

・満3歳未満の子ども（0～2歳児）の数全体に占める、満3歳未満の子どもの利用定員数（3号認定の利用定員数）の割合（＝**「3号認定の利用定員数」/「0～2歳の子どもの数」**）

※利用定員数のため、企業主導型保育事業の地域枠部分は含めない
（特定教育・保育施設、特定地域型保育事業のみの数）

・計画期間内の**各年度の目標設定数を設定**

**＜設定方法＞**

・**第5章で記載する各年度の3号認定部分の「確保の内容」**（市内全体数）**と0～2歳の推計就学前児童数**を用いて算出

**＜事務局案＞**

| | 1年目（令和2年度） | 2年目（令和3年度） | 3年目（令和4年度） | 4年目（令和5年度） | 5年目（令和6年度） | 参考（平成31年度） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 3号認定の利用定員数（a） | 3,947 | 4,171 | 4,270 | 4,351 | 4,463 | 3,746 |
| 0～2歳の子どもの数（b） | 11,673 | 11,563 | 11,499 | 11,287 | 11,067 | 11,891 |
| 保育利用率（a）/（b） | 33.8% | 36.1% | 37.1% | 38.5% | 40.3% | 31.5% |

～参考資料～

①3号認定の利用定員数（【資料2】P2～P40参照）

| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | （参考）平成31年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ①中心部 | 特定教育・保育施設 | 1,057 | 1,057 | 1,057 | 1,057 | 1,081 | 1,057 |
| | 特定地域型保育事業 | 155 | 155 | 155 | 155 | 155 | 155 |
| | 合計 | 1,212 | 1,212 | 1,212 | 1,212 | 1,236 | 1,212 |
| ②北東部 | 特定教育・保育施設 | 105 | 110 | 115 | 115 | 115 | 98 |
| | 特定地域型保育事業 | 19 | 19 | 19 | 19 | 19 | 19 |
| | 合計 | 124 | 129 | 134 | 134 | 134 | 117 |
| ③東部 | 特定教育・保育施設 | 315 | 359 | 387 | 408 | 424 | 293 |
| | 特定地域型保育事業 | 117 | 117 | 117 | 117 | 117 | 117 |
| | 合計 | 432 | 476 | 504 | 525 | 541 | 410 |
| ④南部 | 特定教育・保育施設 | 671 | 738 | 766 | 789 | 819 | 604 |
| | 特定地域型保育事業 | 133 | 133 | 133 | 133 | 133 | 133 |
| | 合計 | 804 | 871 | 899 | 922 | 952 | 737 |
| ⑤西部 | 特定教育・保育施設 | 406 | 449 | 462 | 477 | 489 | 363 |
| | 特定地域型保育事業 | 73 | 73 | 73 | 73 | 73 | 73 |
| | 合計 | 479 | 522 | 535 | 550 | 562 | 436 |
| ⑥北西部 | 特定教育・保育施設 | 227 | 227 | 227 | 227 | 227 | 227 |
| | 特定地域型保育事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 合計 | 227 | 227 | 227 | 227 | 227 | 227 |
| ⑦北部 | 特定教育・保育施設 | 394 | 454 | 474 | 494 | 521 | 334 |
| | 特定地域型保育事業 | 48 | 48 | 48 | 48 | 48 | 48 |
| | 合計 | 442 | 502 | 522 | 542 | 569 | 382 |

| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | （参考）平成31年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ⑧北条 | 特定教育・保育施設 | 204 | 209 | 214 | 216 | 219 | 202 |
| | 特定地域型保育事業 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 |
| | 合計 | 217 | 222 | 227 | 229 | 232 | 215 |
| ⑨中島 | 特定教育・保育施設 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| | 特定地域型保育事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 合計 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| 市内全体 | 特定教育・保育施設 | 3,389 | 3,613 | 3,712 | 3,793 | 3,905 | 3,188 |
| | 特定地域型保育事業 | 558 | 558 | 558 | 558 | 558 | 558 |
| | **合計** | **3,947** | **4,171** | **4,270** | **4,351** | **4,463** | **3,746** |

②0～2歳の子どもの数（推計値）

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | （参考）平成31年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ①中心部 | 2,585 | 2,608 | 2,566 | 2,521 | 2,476 | 2,605 |
| ②北東部 | 760 | 748 | 757 | 742 | 726 | 801 |
| ③東部 | 1,915 | 1,855 | 1,831 | 1,797 | 1,760 | 1,955 |
| ④南部 | 2,004 | 1,990 | 1,957 | 1,922 | 1,884 | 2,052 |
| ⑤西部 | 2,212 | 2,191 | 2,231 | 2,204 | 2,172 | 2,218 |
| ⑥北西部 | 474 | 443 | 433 | 418 | 405 | 487 |
| ⑦北部 | 1,292 | 1,312 | 1,298 | 1,272 | 1,245 | 1,320 |
| ⑧北条 | 416 | 401 | 413 | 400 | 388 | 440 |
| ⑨中島 | 15 | 15 | 13 | 11 | 11 | 13 |
| 市内全体 | **11,673** | **11,563** | **11,499** | **11,287** | **11,067** | **11,891** |

みんなが、子育てしやすい国へ。
すくすく
ジャパン!

## 2. 教育・保育の一体的提供を含む子ども・子育て支援の推進方策

### （1）幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援策、認定こども園の普及に係る基本的な考え方

**＜設定方法＞**

・ハード面（施設整備）とソフト面（職員）での支援方法を設定。
・ただし、**ハード面については、保育定員の確保が必要な場合のみ、支援を検討**する。
・私立園と公立園それぞれの普及に関する考え方を設定。（**私立園の意向を最大限尊重**）

**～参考：第1期計画掲載内容～**

安心こども基金などの国の補助メニュー等の積極的活用を促して、施設整備について支援します。また、保育教諭等についても資格取得特例期間の周知を図り、移行の支援を行います。

認定こども園の普及については、私立施設及び事業からの移行を最大限尊重し、公立施設の認定こども園への移行については、地理的要因なども考慮した上で、私立施設及び事業の動向を注視しながら適宜検討を行います。

**＜事務局案＞**

**施設整備の支援については、保育定員の確保の必要性に応じて、国の補助メニューを活用して検討します。**また、保育教諭等、資格取得特例期間**が延長されたため、引き続き**周知を図り、移行の支援を行います。

認定こども園の普及については、私立施設からの移行を最大限尊重**するとともに**、公立施設の認定こども園への移行について**も**、地理的要因なども考慮した上で、私立施設及び事業の動向を注視しながら適宜検討を行います。

※太字下線部分が第1期計画からの変更点

## （2）認定こども園の目標設置数及び設置時期

＜設定方法＞

・第1期計画では、認可権限のある幼保連携型のみ記載したが、現在は幼保連携型以外（幼稚園型、保育所型、地方裁量型）も市に認定権限があるため、**認定こども園全類型について設定**する。

（**幼保連携型と幼保連携型以外に分けて設定**）

・計画期間内の**各年度の目標設定数を設定**（既存数と新規数（主に既存施設からの移行を想定）の両方を記載）

・**平成30年度に実施した各施設への意向調査の結果を基に新規数**（当該年度の4月から認定こども園に移行する数）**を設定**。ただし、**令和2年度での幼保連携型の新規数は**、意向調査では5件あったが、令和2年度に向けた認可申請が行われなかったため、**令和3年度に繰り越す**。また、**令和6年度での新規数については、**調査結果がないため、**令和5年度の数値と同数とする。**

・新規数は、既存施設からの移行等を妨げる数ではなく、各年度の数を超えての設置も可能とする。

＜事務局案＞

**本計画中の認定こども園の目標設置数とその時期については、以下のとおり設定します。ただし、新規数は、既存施設からの移行等を妨げる数ではなく、各年度の数を超えての設置も可能とします。**

| | | 1年目（令和2年度） | 2年目（令和3年度） | 3年目（令和4年度） | 4年目（令和5年度） | 5年目（令和6年度） | 参考（平成31年度） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 幼保連携型 | 既存数 | 19施設 | 19施設 | 26施設 | 27施設 | 28施設 | 15施設 |
| | 新規数 | 0施設 | 7施設 | 1施設 | 1施設 | 1施設 | 4施設 |
| | 計 | 19施設 | 26施設 | 27施設 | 28施設 | 29施設 | 19施設 |
| 幼保連携型以外 | 既存数 | 24施設 | 24施設 | 27施設 | 30施設 | 32施設 | 23施設 |
| | 新規数 | 0施設 | 3施設 | 3施設 | 2施設 | 2施設 | 1施設 |
| | 計 | 24施設 | 27施設 | 30施設 | 32施設 | 34施設 | 24施設 |
| 合計 | | 43施設 | 53施設 | 57施設 | 60施設 | 63施設 | 43施設 |

## （3）既存の幼稚園・保育所から認定こども園への移行を行う際の市計画で定める数

◇既存の幼稚園・保育所が認定こども園へ移行する場合
需要（量の見込み）+「計画で定める数」 ＞ 供給
⇒原則認可・認定（適格性・認可基準を満たす申請者）

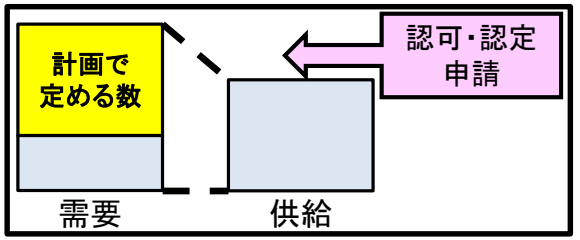


＜設定方法＞

・**幼稚園からの移行では、2号及び3号の保育定員数が増加**、**保育所からの移行では、1号の教育定員数が増加**する。
・「認定こども園の目標設置数及び設置時期」（P7）で記載する**新規数分を設定**する。
（幼稚園からの移行11園、保育所からの移行9園分を想定）
・そのため、平成27年度から平成31年度までの移行状況から、**1号～3号の各平均増加定員数に新規数を乗じた数を市計画で定める数**とする。

**～参考：平成27年度から平成31年度の既存施設からの移行状況～**

| | 移行園数 | 1号 | | 2号 | | 3号 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 増加定員数 | 平均 | 増加定員数 | 平均 | 増加定員数 | 平均 |
| 幼稚園 | 14園 | | | 524人分 | 38人 | 318人 | 23人 |
| 保育所 | 18園 | 114人分 | 6人 | | | | |

＜事務局案＞

本計画中の幼稚園及び保育所から認定こども園への移行特例に係る需要量の上乗せ部分については、各施設への意向調査の結果を基に、以下のとおり設定します。

| 1号 | 2号 | 3号 |
|---|---|---|
| 54人分 | 418人分 | 253人分 |

## （4）需給調整の考え方

### ＜設定方法＞

・国が示している需給調整の考え方を設定する。

**「量の見込み」＞「確保の内容」⇒原則認可・認定**（適格性・認可基準を満たす申請者である場合）

**「量の見込み」＜「確保の内容」⇒認可・認定を行わないことができる**（＝需給調整）

※幼稚園及び保育所の認定こども園への移行特例は除く

～既存の認定こども園への移行特例～

**「量の見込み」+「計画で定める数」＞「確保の内容」⇒原則認可・認定**

（適格性・認可・認定基準を満たす申請者である場合）

**～参考：第1期計画掲載内容～**

教育・保育施設（幼稚園を除く）及び地域型保育事業の認可申請があった時、認可申請時に、各提供区域内での「確保方策」が「量の見込み」を超えていなければ、適格性及び認可基準を満たす申請者である場合は認可するものとします。認可申請に基づき認可することにより、「量の見込み」を超えることになる場合は、認可を行わないことができます。

ただし、既存の幼稚園及び保育所が認定こども園に移行する場合は、「量の見込み」に県の計画で定める数（幼保連携型部分は市の計画で定める数）を加えたものの範囲内であれば移行できます。

### ＜事務局案＞

教育・保育施設（幼稚園を除く）及び地域型保育事業の認可申請があった際、各提供区域内での**「量の見込み」と「確保の内容」のみならず、実際の「利用申込者数」と利用定員に対する弾力的な受け入れを含めた「受入可能数」を勘案した上で、受入可能数が不足する場合は、**適格性及び認可基準を満たす申請者であれば、認可するものとします。また、認可することにより、**受入可能数が過多となる**場合は、認可を行わないことができます。

ただし、既存の幼稚園及び保育所が認定こども園に移行する場合は、「量の見込み」に計画で定める数を加えたものの範囲内であれば移行できます。

※太字下線部分が第1期計画からの変更点

## （5）幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等に関する推進方策

＜設定方法＞

・**幼稚園教諭と保育士が合同で受けることができる研修事業の内容等を設定**する。

**～参考：第1期計画掲載内容～**

保育士の資質を高めるための松山市保育会「委託研修会」を実施し、公私立保育所、地域保育所に参加の案内をしています。今後は、公立幼稚園教諭を含む研修会実施のため内容の検討を行います。

また、保育・幼稚園課主催の「障がい児研修」を公立の保育士及び幼稚園教諭を対象に年間5回実施しています。その中の1回は地域保育所の保育士にも参加を促し、障がい児保育に対しての理解を深め職員の資質向上に成果を挙げていることから、「障がい児研修」は、今後も継続して実施します。

さらに、市内の保育教諭、幼稚園教諭、保育士、小学校教諭、各療育機関等の職員を対象として、教育委員会主催による「松山市幼児教育研修会」を実施し、年3回の全体研修会、年15回の公立幼稚園での園内研修会について、幼稚園教諭や保育士の参画を得ていることから、引き続き継続して実施します。

なお、今後は保育教諭、幼稚園教諭、保育士が合同で行う、幼児教育の研究や研修の機会の確保に努めていきます。

## ＜事務局案＞

教育・保育の質の向上を目指して、保育教諭、幼稚園教諭、保育士が合同で行う、幼児教育の研究や各種研修の場を設け、相互が意見交換できる機会の確保に努めます。

具体的には、保育・幼稚園課による「障がい児研修」（年間5回、市内の認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業実施施設、地域保育所（認可外保育施設）の職員を対象）や、市教育委員会による「松山市幼児教育研修会」（年3回の全体研修会、年15回の園内研修会、市内の保育教諭、幼稚園教諭、保育士、小学校教諭、各療育機関等の職員を対象）、他にも愛媛県から委託を受けた愛媛県保育協議会による、「キャリアアップ研修会」（特定教育・保育施設等の職員（保育教諭、幼稚園教諭、保育士を対象））を今後も継続して実施します。

また、「松山市幼児教育研修会」では、全体研修会の土曜開催や、一部園内研修会を公立保育所で開催することにより、年間を通じて、幼稚園教諭だけでなく、保育士も参加しやすい環境が整えられていることから、今後も多くの職員が参加できる機会を確保し、研修内容を随時検証して、さらなる質の向上にも努めます。

※太字下線部分が第1期計画からの変更点

## （6）質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性に係る基本的な考え方及び推進方策

＜設定方法＞

・子ども・子育て支援法の基本理念や、教育・保育や地域子ども子育て支援事業の提供について設定する。

**～参考：第1期計画掲載内容～**

子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくものであり、保護者が子育ての第一義的責任を有するという基本的認識を前提とします。保護者が子育ての権利を享受することが可能になるよう、また、保護者が子育てについての責任を果たすことができるよう、地域や社会が子育てに寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を減じていきます。

そのため、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業については、本市が幼児期の学校教育及び乳幼児期の保育並びに地域子ども・子育て支援事業を総合的に実施する主体となり、「子どもの最善の利益」が実現される社会の実現を基本とします。本計画に基づき、子どもの視点に立ち、一人一人の子どもの安全と発達の保障による健やかな育ちが等しく実現されるよう、すべての子どもや子育て家庭を対象に、地域の実情に応じた良質かつ適切な取り組みを関係者と連携しつつ社会全体で実施するものです。

# 第5章「子ども・子育て支援の推進方策」等

## ＜事務局案＞

子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくものであり、保護者が子育ての第一義的責任を有するという基本的認識を前提とします。保護者が子育ての権利を享受することが可能になるよう、また、保護者が子育てについての責任を果たすことができるよう、地域や社会が子育てに寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を減じていきます。

そのため、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業については、本市が幼児期の学校教育及び乳幼児期の保育並びに地域子ども・子育て支援事業を総合的に実施する主体となり、「子どもの最善の利益」が実現される社会の実現を基本とします。本計画に基づき、子どもの視点に立ち、一人一人の子どもの安全と発達の保障による健やかな育ちが等しく実現されるよう、すべての子どもや子育て家庭を対象に、地域の実情に応じた良質かつ適切な取り組みを関係者と連携しつつ社会全体で実施するものです。

※第1期計画から変更なし

## （7）教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互連携、並びに、認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携についての基本的な考え方を踏まえたこれからの連携推進方策

＜設定方法＞

・**各施設**（認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業）**との間での連携事業について設定**する。
・**小学校と接続に関する市の支援事業について設定**する。

**～参考：第1期計画掲載内容～**

教育・保育施設である認定こども園、幼稚園及び保育所は、子ども・子育て支援で地域の中核的な役割を担い、地域型保育事業を行うもの及び地域子ども・子育て支援事業を行うもの等と連携し、必要に応じてこれらのものの保育の提供等に関する支援を行うことが求められます。そのため、愛媛県幼稚園連合会での研究会の開催や情報交換による幼稚園教諭同士の連携、また、松山市保育会や愛媛県保育協議会の主催する研修会の一部では、地域保育所（認可外保育施設）の保育士も参加対象とするなどによる保育士同士の連携をさらに強化していきます。

加えて、地域型保育事業では、認定こども園や認可保育所との連携施設設定が必要となるため、各設置主体がスムーズに連携施設設定ができるように支援を行います。

小学校単位で設置している「保幼小連絡協議会」の充実を図り、認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校が、それぞれの発達段階での役割や責任を果たせるよう、意見や情報交換の場として、連携の強化に努めます。

さらに、「幼保小中連携推進事業」を継続実施し、就学前の教育・保育施設、小学校、中学校との円滑な接続に向けて、子ども同士の交流活動や職員の合同研修会を行い、子どもの発達や学びの連続性を踏まえた教育を推進します。

# 第5章「子ども・子育て支援の推進方策」等

## ＜事務局案＞

教育・保育施設である認定こども園、幼稚園及び保育所は、子ども・子育て支援で地域の中核的な役割を担い、地域型保育事業を行うもの及び地域子ども・子育て支援事業を行うもの等と連携し、必要に応じてこれらの保育の提供等に関する支援を行うことが求められます。そのため、**松山市幼児教育研修会での研究協議**や情報交換による幼稚園教諭同士の連携、また、松山市保育会や愛媛県保育協議会の主催する研修会の一部では、地域保育所（認可外保育施設）の保育士も参加対象とするなどによる保育士同士の連携をさらに強化していきます。

加えて、地域型保育事業では、認定こども園や認可保育所との連携施設設定が必要となるため、各設置主体がスムーズに連携施設設定ができるように支援を行います。

小学校単位で設置している「保幼小連絡協議会」の充実を図り、認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校が、それぞれの発達段階での役割や責任を果たせるよう、意見や情報交換の場として、連携の強化に努めます。

さらに、「幼保小中連携推進事業」**では、幼稚園だけでなく、保育所も研究指定校に指定して**、就学前の教育・保育施設、小学校、中学校との円滑な接続に向けて、子ども同士の交流活動や職員の合同研修会を行い、子どもの発達や学びの連続性を踏まえた教育を推進します。

※太字下線部分が第1期計画からの変更点

## 3. 産後の休業及び育児休業後の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保に関する事項（任意記載事項）

＜設定方法＞

・訪問事業や各種健診、利用者支援事業など、**各種情報提供や相談に関する支援策について設定**する。
・また、特に保育を利用できるように**保育定員の確保について設定**する。

**～参考：第1期計画掲載内容～**

産前、産後休業及び育児休業期間中の保護者に対して、訪問事業や健診及び相談事業による情報提供や相談支援を実施するとともに、利用者支援事業などの活用により、利用を希望する保護者のニーズに応じて、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の整備を行います。

・基本方針1 全般
・【2-1】利用者支援事業、一時預かり事業、延長保育事業、実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業、乳児家庭全戸訪問事業
・【2-2】休日保育、夜間保育、乳児保育、子ども総合相談、子育て情報の周知
・【3-1】1 歳6 か月健診、3 歳児健診、赤ちゃん相談
・【4-2】私立幼稚園の情報提供

# 第5章「子ども・子育て支援の推進方策」等

## ＜事務局案＞

産前、産後休業及び育児休業期間中の保護者に対して、訪問事業や健診及び相談事業、並びに利用者支援事業（子育て世代包括支援センター）による情報提供や相談支援を実施します。

また、年度途中に育児休業から復職する方が、保育所等への入園申し込みのため、育児休業期間を前倒しすることなく、希望する時期まで安心して育児休業を取得できるよう、保育所等の「入園予約制度」により支援します。

さらに、当事者だけでなく、企業などにも、子ども・子育て支援に関する情報の周知・普及啓発を行い、復職しやすい環境づくりの支援を行うとともに、今後も保育ニーズに応じた保育定員の確保を行います。

・基本方針1 全般
・【2-1】利用者支援事業、一時預かり事業、延長保育事業、実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な事業者の参入促進・能力活用事業、乳児家庭全戸訪問事業
・【2-2】休日保育、夜間保育、子ども総合相談、子育て情報の周知、待機児童対策・保育の質向上事業
・【3-1】1 歳6 か月健診、3 歳児健診、赤ちゃん相談

※太字下線部分が第1期計画からの変更点